

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
15.送電における 広域的運用の実施 (制度改革アクションプランNo.5 重点番号4番)	●再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、隣接する一般電気事業者の調整力等も活用することにより、風力発電の導入量を拡大する方向で運用を見直す。 ●中期的には、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。	○現状は、一般電気事業者は各供給エリアごとに需給バランスを取っており、連系線を介した応援予備力を考慮しつつも、基本的にはエリアごとに予備力を保有し、隣接エリアとの協調運用が可能であっても、実質的にはエリアごとに独立した運用が行われている。 ○再生可能エネルギー導入拡大の観点のみならず、調整能力共有化による託送料金の低減(アンシラリー費用)や発電設備の系統アクセス容易化の観点からも効果が見込まれるため、<u>系統の広域運営(50ヘルツ地域、60ヘルツ地域それぞれのISO化)の実現を要望する。</u>	スライド-17
16.情報開示の強化・透明性の向上 (制度改革アクションプランNo.10)	●電力の需給予想や需給動向、各社の収支情報や規制料金算定の基礎となる数字等について、透明性向上の観点から、電気事業者による積極的な公表・情報提供を促す。	○一般電気事業者各社の情報開示が強化・透明化されることは有用であると認識しているが、規制料金算定の基礎データや託送料金算定の基礎データなど、PPS等の競争事業者が保有していないデータに関しては、<u>第三者が検証できる形で情報開示を要望する。</u> ○また、需要予想・動向や各種基礎数値にとどまらず、<u>系統全体での需給状況やお客様に対する個別の需要情報などのリアルタイムな情報開示や過去実績の開示は、規制料金などの納得性を高めるだけでなく、お客様のアグリゲーション事業の機会創出などにも非常に重要であるため、これらの情報開示に関する制度的な措置を要望する。</u>	スライド-20

小売分野

※表中での表示

茶色:制度改革アクションプラン

＝平成23年11月1日開催 第4回エネルギー・環境会議 第3回電力需給に関する検討会合
「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」

赤色:新規項目

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
17.需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討 (制度改革アクションプランNo.15)	●小売事業解禁も含めた小売自由化範囲の拡大を検討。	○自由化範囲の拡大は、お客様が料金と付随するサービスにより電気事業者を選択することが可能となり、競争によってよりよいサービスが生まれる環境が醸成されるため望ましい措置である。 ○ただし、現状のPPS等においては、一般電気事業者と比べて圧倒的に供給力の確保が困難な状況にあることから、<u>小売り自由化範囲の拡大については、発電分野や送配電分野における競争環境の整備と併せて実施</u>することを要望する。 ○また、一般電気事業者以外の事業者が、より多くのお客様へ容易にアクセス可能とするため、<u>インフラとしてのスマートメータの早期導入は必須</u>であると考える。	スライド-21

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
18.スマートメーターの導入促進(電気事業者による導入) (制度改革アクションプランNo.16; 重点番号7番)	●スマートメーターを今後5年以内に総需要の8割まで集中整備するとの政府目標に向け、一般電気事業者によるメーターの加速的な導入を制度的に担保する仕組みを整備する。	○スマートメーターの早期導入は重要であるが、現状、家庭などの規制部門へ導入するスマートメーターと高圧以上の自由化部門へ導入するスマートメーターでは、機器の仕様が異なっている。 ○家庭向けのスマートメーターに関しては、現在、スマートハウス標準化検討会にて検討されている標準化仕様のものが今後導入される方向であると認識しているが、高圧以上の自由化部門へ導入するスマートメーターに関しては、既に導入が進められている「外部インターフェースが電文形式ではなくパルス式の汎用性の低い遠隔検針機能付きの電力計（狭義のスマートメーター）」となっているように見受けられ、このままではサービス拡張性（kWhデータを入手するために高額なパルス変換装置が必要であり、かつ料金算定の基礎数値として活用できない）や、製造メーカーの限定化による生産量確保の問題や高コスト化の問題が継続する。 ○従って、今後導入する高圧以上のお客様に設置するスマートメーターに関しては、お客様側で計量データの出力可能なインターフェースを、<u>電文形式のデータがリアルタイムに抽出できるような形式で標準化するとともに、マルチベンダ化によるコスト低減と量産確保による導入の早期化を実現するために、一般電気事業者の系統運用部門に対して国際調達手続きによる購入を義務化することを要望する。</u> ○また、将来的には一層の低コスト化やサービス拡張の柔軟化が図られるよう、メーターそのものを一般電気事業者から独立させ、民間でメーター事業を実施可能な措置の検討を要望する。 ○加えて、現状の遠隔検針機能付きの電力計により計量された30分毎の計測データに関しては、PPSは自社需要分を一般電気事業者の系統運用部門より入手しているが、<u>測定データを受領するまでに15分～45分（一般電気事業者により異なる）の遅延が生じていることから、これらの遅延を無くす措置についても要望する。</u>	スライド-22

規制・制度改革検討項目への要望(小売分野) 3/6

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
19.スマートメーターのインターフェース等の標準化 (制度改革アクションプランNo.18; 重点番号8番)	家庭におけるエネルギー使用情報の活用による一層の省エネを図るべく、スマートメーターとHEMSとの情報連携に必要なインターフェースの標準化及びその前提となる電力会社等から提供されるデータフォーマットの統一を行う。	○現在、スマートハウス標準化検討会におけるスマートメータWGにて標準化の検討が行われているが、一般電気事業者等から提供されるデータフォーマットに関しては、スマートメータから一般電気事業者が計測するものとするを要望する。 ○また、スマートメータ費用は託送料金に算定されることも踏まえると、各一般電気事業者の系統運用部門が調達を行う上では、コストダウンやマルチベンダ化による早期導入への対応化のために国際調達手続きを適用するとともに、複数の一般電気事業者による共同調達の実施を要望する。	スライド-22
20.省エネ法におけるピーク対策の積極評価 (制度改革アクションプランNo.69; 重点番号19番)	工場等のエネルギー対策において、エネルギー使用量の原単位改善に加え、分散型電源、蓄電池等によるピークの平準化を総合的に評価できる体系とする。ピークシフトの目標を設定し、その目標を達成すれば、エネルギー使用量の原単位改善目標を緩和できることとすることについて検討。	○分散電源等の導入によるお客様のピーク抑制等が評価される仕組みが構築できれば、電力供給事業者等の需給状況を踏まえたお客様の協力が得やすい仕組みが構築でき、需給逼迫への対応や需要アグリゲーター等の新ビジネス創出にも資することから望ましい方向であると認識している。 ○ただし、お客様が分散電源等を活用することによる効果が適切に評価されるためには、p20にも挙げた一般電気事業者の系統運用部門のアンシリャーサービス費用の透明化や供給力不足を補う際に発生する火力電源等の稼働増に伴う増加コストを明確化する必要がある。	
21.需要側のピーク対策における供給事業者側の協力 (制度改革アクションプランNo.70; 重点番号20番)	エネルギー供給事業者に対して、需要側のピーク対策への協力計画(エネルギー情報の提供、スマートメーターの導入等)の策定・公表を義務づける。	○需要側のピーク対策にはエネルギー供給事業者からの協力や計画の策定・公表は必要であるが、電力系統全体の需給逼迫への対策としては、一般電気事業者の系統運用部門に対してリアルタイムに系統全体の需給情報やお客様毎の消費状況を提供させることが一層重要であるため、これらの情報提供を一般電気事業者の系統運用部門に対して義務化することを要望する。	

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
22.需要家群による需給管理の推進 (制度改革アクションプランNo.19)	●複数の需要家等の需給の一括管理を行うアグリゲーター等の事業が可能となるよう、必要な仕組みを整備する。	○アグリゲーター等の事業を可能とする仕組み整備にあたっては、特に、系統利用ルールやインフラとしてのスマートメータ配備、系統運用部門からの情報提供、自由化範囲の拡大検討が重要であると認識しており、これらの観点から、より事業者が参入しやすい仕組みを整備することが必要と認識している。 ○さらに、アグリゲーター等の事業価値を高めるには、系統運用部門が実施するアンシラリーサービス費用（需給調整コスト；マージナルコスト）の透明化が重要であり、アンシラリーサービス取引市場の創設を要望する。 ○なお、アンシラリーサービス市場創設には期間を要することから、アグリゲーター事業を早期に推進するための当面の措置としては、<u>一般電気事業者系統運用部門に対して日時別のアンシラリーサービス費用の算定・公表を行うよう制度的な措置を要望する。</u>	スライド-20

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
9. 常時バックアップ(BU)・部分供給のあり方見直し (再掲) (制度改革アクションプランNo.25)	● 常時BUについては、PPSが卸電力取引所のスポットとの裁定取引が可能な制度設計となっており、望ましい市場形態とはいえない。他方で、新規参入者にとってはベース電源の確保が困難であることから、常時BUの料金体系をベース系(基本料金を上げ、従量料金を下げる)とする方向で見直し、小売分野におけるミドル・ピーク電源での競争を促す。 ● または、現状、禁止はされていないものの広がっていない部分供給について、需要家が望む場合には電力会社が応じることを求め(ガイドライン化)、ベース部分を電力会社が供給し、ミドル・ピークでの競争を促す。	○ 常時バックアップは、供給力の確保が困難なPPSの事業環境下において、その価格水準から利用用途は限定されるものの、卸電源代替として最低限必要な措置であると認識している。 ○ 特に原子力・大型水力を保有・活用できないPPSにとって、慢性的なベース電源不足に対する措置として、また実質的に実現していない部分供給の代替手段として重要な役割を担っている。 ○ しかしながら、一般電気事業者は常時バックアップをPPS制度創設に伴う過渡的な措置として位置付けているためPPSとの間で解釈の相違が生じており、実際はPPSの要望通りの容量が契約できない等、利用上の制約がある。 ○ スポット取引との裁定取引が問題視されているが、利用ルールにおいて改善余地があると考える。常時バックアップの料金体系をベースとする方向で見直しを行うにあたっては、PPSが産業用需要に供給できていない実態を踏まえて、産業用に供給可能となる価格水準とすることについてガイドライン化を要望する。 ○ 部分供給のガイドライン化に関しては、ミドル・ピークでの競争を促すため、電力会社にベース部分の供給を求めることに加え、お客様の要望に応じて、ベース電源が主体となる夜間時間帯(ex.20時～8時)を電力会社が供給する形態も選択可能とすることを要望する。 ○ なお、常時バックアップおよび部分供給に適用する価格体系については、全電源平均と小売料金標準メニューとの整合性にとどまらず、業務用・産業用別の小売り料金メニューとの整合性など、第三者による検証が可能な仕組みとすることも併せて要望する。	スライド-24

改革項目名	現状の制度改革の方向性 (公開資料の概略)	改革要望	備考
23.電気事業者の事業者別排出係数の見直し① (原子力等の政策電源を除いた評価への改善) (新規)		○供給する電気のCO2排出係数は、環境配慮契約法等により、自治体の電力入札の参加資格(裾切方式)に用いられるなど、事業者の競争力に大きな影響を持つが、原子力や大型水力発電を持ち得ないPPSにとって、排出係数を改善する手段は限定的。 ○また、今夏から施行される再生可能エネルギー買取制度において、環境価値は事業者のサーチャージ負担に応じた「公平配分」と整理されており、PPSが再生可能エネルギーを積極的に調達しても、自社の排出係数改善への貢献は低い。 ○一般電気事業者は、原子力や大型水力発電の利用により自社の排出係数の低減が可能であるが、PPSにとっては、全量買取制度の対象外となる再生可能エネルギーの調達のみが排出係数低減に残された手段であり、一般電気事業者に比べてCO2排出係数の低い新型の火力発電所を保有していても、電力販売入札等において不利益を被る可能性がある。 ○よって、当制度に関しては、実質的にCO2削減が進む仕組みと競争上のイコールフットリングとが両立するため、現状PPSに利用権がない大型水力発電や原子力発電については除外した管理・評価形態へ改善することを要望する。	
24.電気事業者の事業者別排出係数の見直し② (お客様のニーズに応える、柔軟な運用) (新規)		○お客様には様々な要望があり、中でもCO2排出係数に関する要望(自然エネルギーからのひも付調達(CO2ゼロ)、CO2係数指定など)は多いが、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度(地球温暖化対策法)においては、電力供給事業者がお客様に提示可能な排出係数は全電源平均の一つの数値だけとなっている。 ○お客様ニーズがあり、供給者がそれに応えられる技術があっても当該制度がボトルネックとなりサービスが提供できない。(いわゆるグリーンPPSと呼ばれる自然エネルギーのみを有する事業体を別途設立・運営すれば可能であるが、事業設立・運営コストがかかるため、事業成立モデルが極めて限定的である。) ○IT技術が発展した現況下では、お客様ごとに異なる排出係数のサービスメニューを提供したとしても、サービス提供事業者の総排出係数を管理する仕組み構築は可能であるため、<u>供給事業者の排出係数をトレースする仕組みを構築した企業に対しては、お客様毎に異なる排出係数のサービスを提供することを認めるような制度的な措置を要望する。</u>	スライド-25

その他

※表中での表示

茶色:制度改革アクションプラン

＝平成23年11月1日開催 第4回エネルギー・環境会議 第3回電力需給に関する検討会合
「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」

緑色:グリーンイノベーションWG

＝平成23年7月21日 規制・制度改革に関する分科会 第二次報告書

(その他)規制改・制度革検討項目への要望 1/4

改革項目名	現状の制度改革の方向性 (公開資料の概略)	改革要望	備考
25.需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化 (グリーンイノベーションWG NO.24)	●需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、あわせて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により定められた「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(市場監視小委員会)等において明らかにし、国民に広く周知する。	○お客様からの選択肢拡大を通じた再生可能エネルギーの拡大に関して、PPS等の供給事業者の自助努力に対しては前述の「事業者別排出係数の制度見直し」の対応が必要であるが、一層の拡大に向けては、<u>部分供給スキームの活用によるグリーン電力の利用も有効であるため、現状の検討措置内容を早期に実現することを要望する。</u> ○ただし、部分供給の実現にあたっては、<u>一般電気事業者がお客様からの要望にもとづき適正かつ実効的な料金メニューを提供することが必須であるため、適正取引ガイドライン等により具体的な指針として明記するなどの制度的な措置を要望する。</u> ○また、「一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能・・・」とある部分に関しては、<u>PPSとグリーンPPSとの両者を活用した形態も考えられるため、'一般電気事業者やPPSと・・・'への修文を要望する。</u>	

(その他)規制改・制度革検討項目への要望 2/4

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
26.自家発補給契約の見直し (制度改革アクション プランNo.1; 重点番号1番)	●自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から自家発補給契約のみを異なる事業者と締結することを実質的に可能とするなど、その負担を実質的に引き下げる方向でルール等を見直す。	○自家発補給契約は、お客様が所有する自家発設備の検査・補修、または事故による不足電力の補給に充てるための契約であるが、基本料金が常用契約の1.1倍で自家発設置者にとって重い負担となっている。 ○また、自家発設置者が、常時利用する電気を一般電気事業者から購入し、自家発補給電力を安価に提供できるPPSから購入する、といった形態を制度的にとることは可能であるが、適切な料金メニューや自家発補給契約の使用/不使用の切り分け方法が明確に整備されていないことなどから、これまで実現例がない。 ○自家発補給契約の見直しによる自家発設置者の実質的負担の低減は、お客様への自家発導入や積極活用の促進につながり、エネルギー供給事業者の需給改善にも資するため、<u>早期に実現するための環境整備を要望する</u>。 ○具体的には、自家発設置者が自家補契約のみを異なる事業者と締結することを要請した場合、それが実質的かつ速やかに可能となるよう、中立的な立場である一般電気事業者の託送サービスセンターが当該お客様の使用量の切分け(※)等に必要な情報を系統利用者に適切に提供することを適正取引ガイドラインに定めることを要望する。 ※切分けとは、常用分を供給する一般電気事業者と自家発補給分を供給するPPSとのどちらがどれだけをお客様に供給したのかを判別すること。 自家発が停止した場合で、かつ常用契約の契約電力を超過した場合のみ、自家発補給電力が使用されたとみなすことが、仕訳の迅速性やお客様の立場に立った経済性の観点からも妥当である。	

(その他)規制改革検討項目への要望 3/4

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
27. 特定電気事業制度の見直し (グリーンイノベーションWG No.4)	●総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給(系統連系)を受けることが可能となる等、特定電気事業制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、平成23 年通常国会に電気事業法改正法案を提出する (特定電気事業者が、送配電ネットワークを経由して再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、託送制度を整備する「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案」を第177 回通常国会に提出済)	○当案件については「規制・制度改革に関する分科会」(H23.7.21)の第二次報告書(第5分冊)において、各府省庁において実施済みの規制・制度改革事項と整理されている。 ○しかし、電気事業法の改正内容は特定電気事業者が一般電気事業者の系統を利用することを可能とする旨を措置したものであり、特定電気事業者がどの事業者からどの程度の供給を受けられるか等といった<u>具体的内容が整理・公表されていないため、早期の公表を要望する。</u> ○また、特定電気事業者に関して、一般電気事業者等の複数の電源より、常時利用する電力の供給(系統連系)を受けることが可能となった場合に、'一般電気事業者等'の表現における「等」の解釈としてPPSも含めて特定電気事業者に対して<u>電力供給が可能となっていることの周知も併せて要望する。</u>	

(その他)規制改革検討項目への要望 4/4

改革項目名	現状の制度改革の方向性(公開資料の概略)	改革要望	備考
28.マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈および運用(内規)」の見直し (グリーンイノベーションWG No.26)	●マンション高圧一括受電サービスについて、一般電気事業者とその他の事業者の設備競争上のイコルフットイングを図るという観点から、例えば高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施すること等により、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とする方向で検討し、結論を得る。	○一般電気事業者とその他の事業者のイコルフットイングを図るという観点から、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきであるとの検討を踏まえ、「規制・制度改革に係る方針」(H23.4.8閣議決定)において、「マンション高圧一括受電サービスにおける点検のあり方について検討<平成23年度中調査開始、調査データを収集次第検討>」との整理になっているが、<u>第4四半期を迎えた現段階においても、その進捗が見られないように見受けられるため、進捗管理を行い、早期改善を実現することを改めて要望する。</u> (参考：本件に関する課題) ○マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物としての点検を求められるところ。 ○一般電気事業者による電力提供の場合(電気事業の用に供する電気工作物の場合)は、4年に1回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないが、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められる。本件にかかる一般電気事業者と取扱いの違いについての明確な根拠はない。 ○また、保安管理業務の外部委託をする場合においては、電気工作物の設置者自らが電気主任技術者を選任している場合と保安体制が異なるとのことであるが、高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施することにより、以前は停電を伴う点検が不要であったところ。常駐と非常駐による根拠が、明確になされていない。	